

市議会令和 7 年第 4 回定例会
議案及び議案資料

議案第 1 号～議案第 6 号
(第 1 集)

柏 市

目 次

議案第 1 号	柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 1 号資料	柏市行政組織条例の一部を改正する条例について	3
議案第 2 号	柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 2 号資料	柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 3 号	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第 3 号資料	柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について	15
議案第 4 号	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第 4 号資料	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について	25
議案第 5 号	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 5 号資料	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について	31
議案第 6 号	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について	35
議案第 6 号資料	柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例について	39

議案第 1 号

柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

柏市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

効果的かつ効率的な行政運営を推進し、及び市民に対するサービスの向上を図るため、組織の一部を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市行政組織条例の一部を改正する条例

柏市行政組織条例（昭和41年柏市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号オ中「財産」の次に「の管理」を加え、同号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 統計に関すること。

第2条第3号ア中「及び施策の調整」を削り、同号中ウを削り、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 市政の重要施策の企画及び調整並びにデータ分析に関すること。

第2条第3号オ中「多様な主体との連携」を「公共施設マネジメント」に改め、同号中カを削り、キをカとし、同条第6号に次のように加える。

オ 多様な主体との連携に関すること。

カ 国際交流及び男女共同参画に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第1号資料

柏市行政組織条例の一部を改正する条例について

柏市行政組織条例（昭和41年柏市条例第18号）新旧対照表

改正前	改正後
(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 アからエまで 略 オ 財産に関すること。 カ 略 キ 略 (3) 企画部 ア 総合計画及び施策の調整に関すること。 イ 略 ウ 統計に関すること。 エ 略 オ 多様な主体との連携に関すること。 カ 国際交流及び男女共同参画に関すること。 キ 略 (4)及び(5) 略 (6) 市民生活部 アからエまで 略 (7)から(13)まで 略	(部の分掌事務) 第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 総務部 アからエまで 略 オ 財産の管理に関すること。 カ 略 キ 統計に関すること。 ク 略 (3) 企画部 ア 総合計画に関すること。 イ 市政の重要施策の企画及び調整並びにデータ分析に関すること。 エ 略 オ 公共施設マネジメントに関すること。 カ 略 (4)及び(5) 略 (6) 市民生活部 アからエまで 略 オ 多様な主体との連携に関すること。 カ 国際交流及び男女共同参画に関すること。 (7)から(13)まで 略

議案第 2 号

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立高等学校の教育職員に対して支給する教職調整額の額の引上げ等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和52年柏市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「教育職員」という。）」を削る。

第3条第1項中「ある者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「受ける者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

（令和12年1月31日までの間における教職調整額に関する特例）

4 令和8年1月1日から令和12年1月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年1月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年1月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年1月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年1月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年1月31日まで	100分の9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定による教職調整額の支給並びに柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）第16条の規定による時間外勤務手当の支給及び同条例第17条の規定による休日勤務手当の支給については、改正後の第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第2号資料

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和52年柏市条例第49号）
新旧対照表

改正前	改正後										
(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定により、柏市立高等学校の教育職員(以下「教育職員」という。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第3の教育職給料表の3級、2級又は1級である者には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定により、柏市立高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第3の教育職給料表の3級、2級又は1級である者(<u>指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。)を除く。</u>)には、その者の給料月額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p>										
2 略	2 略										
3 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。)については、給与条例第16条及び第17条の規定は、適用しない。	3 教育職員(管理職手当を受ける者及び <u>指導改善研修被認定者</u> を除く。第6条において同じ。)については、給与条例第16条及び第17条の規定は、適用しない。										
附 則	<p>附 則</p> <p><u>(令和12年12月31日までの間における教職調整額に関する特例)</u></p> <p>4 <u>令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第3条第1項の規定の適用について</u>は、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr><tr><td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr><tr><td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr><tr><td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr><tr><td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr></tbody></table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

議案第 3 号

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設
条例の一部を改正する条例の制定について

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

子ども・子育て支援法の改正により乳児等のための支援給付の制度が創設されることに伴い、柏市立保育園及び柏駅前送迎保育ステーションにおける乳児等通園支援事業の利用に係る規定の整備を行いたいので提案する。

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設
条例の一部を改正する条例

(柏市立保育園条例の一部改正)

第1条 柏市立保育園条例（昭和53年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条の2に次の3項を加える。

- 2 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、乳児等支援給付認定保護者（子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次項及び第4項第2号において同じ。）とする。
- 3 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承諾をしないことができる。
 - (1) 負傷、疾病その他の事由により前項の申込みに係る乳児等支援給付認定子ども（子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。）が集団での生活に耐えないと認めるとき。
 - (2) 前項の申込みをした乳児等支援給付認定保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の管理運営上支障があると認めるとき。

第10条の3から第10条の8までを削る。

第10条の9の見出し中「に係る許可」を「の承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「許可」を「前条第3項の承諾」に改め、同条第1号中「許可を受けた者」を「前条第3項の承諾を得た者」に、「許可を受けたとき」を「同項の承諾を得たとき」に改め、同条を第10条の3とする。

第10条の10を第10条の4とする。

別表第4中「第10条の10第2項」を「第10条の4第2項」に改める。

(柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部改正)

第2条 柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和5年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の10」を「第12条の6」に改める。

第12条の2を次のように改める。

(利用者の範囲)

第12条の2 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、乳児等支援給付認定保護者（子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次条第1項及び第2項第2号において同じ。）とする。

第12条の3から第12条の6までを削る。

第12条の7の見出し中「許可」を「申込み」に改め、同条第1項を次のように改める。

乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。

第12条の7第2項及び第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「許可」を「前項の承諾」に改め、同項第1号中「許可に係る対象乳幼児」を「前項の申込みに係る乳児等支援給付認定子ども（子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。）」に改め、同項第2号中「第2項の申請をした認定者」を「前項の申込みをした乳児等支援給付認定保護者」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第12条の3とする。

第12条の8の見出し中「許可」を「利用の承諾」に改め、同条各号列記以外の部分中「許可」を「前条第1項の承諾」に改め、同条第1号中「許可を受けた者」を「前条第1項の承諾を得た者」に、「許可を受けたとき」を「同項の承諾を得たとき」に改め、同条を第12条の4とする。

第12条の9を第12条の5とし、第12条の10を第12条の6とする。

別表中「第12条の9」を「第12条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年3月2日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の柏市立保育園条例（以下「新保育園条例」という。）第10条の2の規定による申込み及び承諾並びに新保育園条例第10条の3の規定による承諾の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新保育園条例第10条の2及び第10条の3の規定の例により行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の柏市子ども・子育て支援複合施設条例（以下「新複合施設条例」という。）第12条の3の規定による申込み及び承諾並びに新複合施設条例第12条の4の規定による承諾の取消し並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新複合施設条例第12条の3及び第12条の4の規定の例により行うことができる。

議案第3号資料

柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例について

柏市立保育園条例（昭和53年柏市条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
(乳児等通園支援事業の実施) 第10条の2 略	(乳児等通園支援事業の実施) 第10条の2 略 <u>2 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、乳児等支援給付認定保護者(子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次項及び第4項第2号において同じ。)とする。</u> <u>3 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。</u> <u>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承諾をしないことができる。</u> <u>(1) 負傷、疾病その他の事由により前項の申込みに係る乳児等支援給付認定子ども(子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。)が集団での生活に耐えないと認めるとき。</u> <u>(2) 前項の申込みをした乳児等支援給付認定保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の管理運営上支障があると認めるとき。</u>
(乳児等通園支援事業の対象となる乳幼児) 第10条の3 乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者(以下「対象乳幼児」という。)は、次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。 (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。 (2) 満3歳未満の者(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の32の10第3項に規定する者を除く。)であること。	
(乳児等通園支援事業の利用時間数) 第10条の4 乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児1人につき1月当たり10時間を上限とし、乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定める。	
(乳児等通園支援事業の利用に係る認定) 第10条の5 乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。	
2 前項の認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。	

3 認定は、前項の申請をした者が本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。

(乳児等通園支援事業の利用に係る辞退等の届出)

第10条の6 認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定者に係る対象乳幼児が第10条の3の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 前条第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 認定を受けた事項に変更が生じたとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る認定の取消し)

第10条の7 市長は、認定者が前条第1号から第3号までの規定に該当する旨の届出をしたときは、当該認定者の認定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者が前条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、その旨の届出をしないとき。
- (2) 認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る許可等)

第10条の8 認定者は、乳児等通園支援事業を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする認定者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、許可に際し、保育園の管理運営上必要な条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- (1) 負傷、疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。
- (2) 第2項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の管理運営上支障があると認めるとき。

(乳児等通園支援事業の利用に係る許可の取消し等)

第10条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当

(乳児等通園支援事業の利用の承諾の取消し等)

第10条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当

<p>するときは、<u>許可</u>を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じができる。</p> <p>(1) <u>許可を受けた者</u>(以下「<u>利用者</u>」という。)が偽りその他不正の手段により<u>許可を受けたとき</u>。</p> <p>(2)から(4)まで 略 (乳児等通園支援利用料)</p> <p><u>第10条の10</u> 略</p>	<p>するときは、前条第3項の<u>承諾</u>を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じができる。</p> <p>(1) <u>前条第3項の承諾を得た者</u>(以下「<u>利用者</u>」という。)が偽りその他不正の手段により<u>同項の承諾を得たとき</u>。</p> <p>(2)から(4)まで 略 (乳児等通園支援利用料)</p> <p><u>第10条の4</u> 略</p>
<u>別表第4(第10条の10第2項)</u>	<u>別表第4(第10条の4第2項)</u>
略	略
備考 略	備考 略

柏市子ども・子育て支援複合施設条例（令和5年柏市条例第30号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
目次	目次
<p>第1章 略</p> <p>第2章 柏駅前送迎保育ステーション</p> <p> 第1節及び第2節 略</p> <p> 第3節 乳児等通園支援事業(第12条の2—<u>第12条の10</u>)</p> <p> 第4節 略</p> <p>第3章から第7章まで 略</p> <p>附則</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 柏駅前送迎保育ステーション</p> <p> 第1節及び第2節 略</p> <p> 第3節 乳児等通園支援事業(第12条の2—<u>第12条の6</u>)</p> <p> 第4節 略</p> <p>第3章から第7章まで 略</p> <p>附則</p>
(対象乳幼児)	(利用者の範囲)
<p><u>第12条の2 乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供の対象となる者</u>(以下この節において「<u>対象乳幼児</u>」といふ。)は、次に掲げる要件を満たす乳児又は幼児とする。</p> <p>(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であること。</p> <p>(2) 満3歳未満の者(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の32の10第3項に規定する者を除く。)であること。</p>	<p><u>第12条の2 乳児等通園支援事業を利用することができる者は、乳児等支援給付認定保護者(子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次条第1項及び第2項第2号において同じ。)とする。</u></p>
(利用時間数)	
<p><u>第12条の3 乳児等通園支援事業を利用することができる時間数は対象乳幼児1人につき1月当たり10時間を上限とし、乳児等通園支援事業の利用に係る時間数の算定方法は規則で定める。</u></p>	
(認定)	
<p><u>第12条の4 乳児等通園支援事業を利用しようとする対象乳幼児の保護者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の認定(以下この節において「<u>認定</u>」といふ。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。</p>	

3 認定は、前項の申請をした者が本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又はこれに準じる者として市長が認める者であるときに行うことができる。

(辞退等の届出)

第12条の5 認定を受けた者(以下この節において「認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退しようとするとき。
- (2) 認定者に係る対象乳幼児が第12条の2の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 前条第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) 認定を受けた事項に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第12条の6 市長は、認定者が前条第1号から第3号までの規定に該当する旨の届出をしたときは、当該認定者の認定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者が前条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、その旨の届出をしないとき。
- (2) 認定者が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(利用の許可等)

第12条の7 認定者は、乳児等通園支援事業を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可(以下この節において「許可」という。)を受けようとする認定者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

3 市長は、許可に際し、送迎ステーションの管理運営上必要な条件を付することができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 負傷、疾病その他の事由により許可に係る対象乳幼児が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2) 第2項の申請をした認定者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 略
(許可の取消し等)

(利用の申込み等)

第12条の3 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みを行い、その承諾を得なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承諾をしないことができる。

(1) 負傷、疾病その他の事由により前項の申込みに係る乳児等支援給付認定子ども(子ども・子育て支援法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。)が集団での生活に耐えないと認めるとき。

(2) 前項の申込みをした乳児等支援給付認定保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 略

(利用の承諾の取消し等)

第12条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 許可を受けた者(以下この節において「利用者」という。)が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2)から(4)まで 略

(使用料)

第12条の9 略

(準用)

第12条の10 略

別表(第10条, 第12条の9, 第29条)

略

備考 略

第12条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承諾を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。

(1) 前条第1項の承諾を得た者(以下この節において「利用者」という。)が偽りその他不正の手段により同項の承諾を得たとき。

(2)から(4)まで 略

(使用料)

第12条の5 略

(準用)

第12条の6 略

別表(第10条, 第12条の5, 第29条)

略

備考 略

議案第 4 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、母子保健法に基づく健康診査が行われた場合における乳幼児の健康診断の実施に係る基準の見直しを行いたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例

(柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項前段中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）

（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項後段中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

(柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項前段中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に改め、同項後段中「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又	利用乳幼児に対する利用開始
---------------	---------------

は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第4号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
(入所した者及び職員の健康診断) 第16条 略 2 特定児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断が行われた場合</u> であって、 <u>当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、特定児童福祉施設の長は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	(入所した者及び職員の健康診断) 第16条 略 2 特定児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、特定児童福祉施設の長は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>
児童相談所等における児童の入所前の健康診断及び児童が通学する学校における健康診断 略	児童相談所等における児童の入所前の健康診断及び児童が通学する学校における健康診断 略
3及び4 略	3及び4 略

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 略 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、地域型保育事業者は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 略 2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる <u>健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、地域型保育事業者は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3及び4 略

3及び4 略

議案第 5 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、保育所等に係る職員の配置等の基準において地域限定保育士を保育士と同様に取り扱うこととしたいたいので提案する。

柏市条例第　　号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正
する条例

(柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第28条第2号中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（第32条第2項及び第36条においてこれらを「保育士」という。）」を加える。

(柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

(柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正)

第3条 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考1中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録（以下この表においてこれらを「登録」という。）」に改め、「当該」を削る。

(柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正)

第4条 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項各号列記以外の部分中「修了した保育士」の次に「若しくは千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（第30条第1項において「地域限定保育士」という。）」を加える。

第30条第1項本文中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（次項、第32条第1項及び第2項、第45

条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項においてこれらを「保育士」という。)」を加える。

(柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

(柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例の一部改正)

第6条 柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「保育士」の次に「又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下この条においてこれらを「保育士」という。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>	<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保育士<u>又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第32条第2項及び第36条においてこれらを「保育士」という。)</u>の資格を有する者</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>

柏市放課後児童健全育成事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)から(10)まで 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士<u>又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者</p> <p>(2)から(10)まで 略</p> <p>4及び5 略</p>

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(職員の数等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはなら</p>	<p>(職員の数等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはなら</p>

<p>ない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td><td></td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> <tr> <td>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、当該登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</td><td></td></tr> <tr> <td>2から4まで 略</td><td></td></tr> <tr> <td>4及び5 略</td><td></td></tr> </table>	略		備考		1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、当該登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		2から4まで 略		4及び5 略		<p>ない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td><td></td></tr> <tr> <td>備考</td><td></td></tr> <tr> <td>1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録(以下この表においてこれらを「登録」という。)を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</td><td></td></tr> <tr> <td>2から4まで 略</td><td></td></tr> <tr> <td>4及び5 略</td><td></td></tr> </table>	略		備考		1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録(以下この表においてこれらを「登録」という。)を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。		2から4まで 略		4及び5 略	
略																					
備考																					
1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、当該登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。																					
2から4まで 略																					
4及び5 略																					
略																					
備考																					
1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録又は千葉県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録(以下この表においてこれらを「登録」という。)を受けたものに限る。), 教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。), 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。																					
2から4まで 略																					
4及び5 略																					

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
(職員)	(職員)
第24条 略	第24条 略
2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(第30条第1項において「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
3 略	3 略
(職員)	(職員)
第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項前段の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	第30条 小規模保育事業所A型には、保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士(次項、第32条第1項及び第2項、第45条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項においてこれらを「保育士」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項前段の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。
2及び3 略	2及び3 略

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）新旧対照表（第5条関係）

改正前	改正後
(職員の資格)	(職員の資格)
第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。	第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の園児の保育に従事する者は、保育士又は千葉県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)の資格を有する者でなければならない。

2から5まで 略

2から5まで 略

柏市乳児等通園支援事業設備運営基準条例（令和7年柏市条例第35号）新旧対照表（第6条関係）

改正前	改正後
(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。	(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、 <u>保育士又は千葉県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u> (以下この条においてこれらを「保育士」という。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。
2及び3 略	2及び3 略

議案第 6 号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部
を改正する条例の制定について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正す
る条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に關
する基準等の改正に伴い、虐待等の禁止に係る規定の整理を行いた
いので提案する。

柏市条例第　　号

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部
を改正する条例

(柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第14条第1項前段中「第11条から第13条まで」を「第11条、第13条」に改め、同項の表第12条の項を削る。

(柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正)

第2条 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「平成18年法律第77号」の次に「。第25条において「認定こども園法」という。」を加える。

第25条中「第33条の10第1項各号」の次に「（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」を加える。

(柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第3条 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第 8 条の 2 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号（幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する法第 27 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 18 条第 1 項前段中「第 11 条から第 13 条まで」を「第 1 条、第 13 条」に改め、同項の表第 12 条の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号資料

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を 改正する条例について

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
(基準条例の準用) 第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条から第13条まで</u> 、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第2項及び第3項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(虐待等の禁止) 第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (基準条例の準用) 第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条、第13条</u> 、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第2項及び第3項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
読み替える基準条例の規定	読み替える基準条例の規定
読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替える字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで 略	第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで 略
第12条 入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
第13条第1項から第39条まで 略	第13条第1項から第39条まで 略
2 略	2 略

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。 <u>第25条において「認定こども園法」という。)</u> 第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項 (3)及び(4) 略 2 略 (虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法(昭和22年法律第26号)第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後																											
	(虐待等の禁止)																											
(基準条例の準用)	第8条の2 認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。																											
第18条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条の3、 <u>第11条から第13条まで</u> 、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第2項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(基準条例の準用)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える基準条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12条</td> <td>入所中の児童 当該児童</td> <td>園児 当該園児</td> </tr> <tr> <td>第13条第1項から第39条まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで	略		第12条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児	第13条第1項から第39条まで	略		2 略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える基準条例の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13条第1項から第39条まで</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで	略		第13条第1項から第39条まで	略		2 略		
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																										
第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで	略																											
第12条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児																										
第13条第1項から第39条まで	略																											
2 略																												
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																										
第5条の見出し及び同条第2項から第11条まで	略																											
第13条第1項から第39条まで	略																											
2 略																												

